

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この度、当事業所でもこの特定処遇改善加算の算定を行います。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

1. 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件について、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと
3. 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記の通り公表致します。

区分	内容
入職促進に向けた取組	◇法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	◇働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	◇職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ◇有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	◇短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ◇事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	◇タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ◇5S 活動等の実践による職場環境の整備 ◇業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	◇ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ◇ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供